

ロシア

(3) ナビゲーション活動法

2009年1月30日に国家院によって採択。

2009年2月4日に連邦院によって承認。

第1条 本連邦法の効力範囲

1. 本連邦法は、ナビゲーション活動の法的基盤を規定するとともに、ナビゲーション手段及びナビゲーション活動分野のサービスに関するニーズを満たすための環境整備に向けられている。
2. 本連邦法の効力は、ロシア連邦の防衛及び安全保障を確保する目的を含め、ナビゲーション活動の実施及びナビゲーション活動分野のサービスの提供に関連して発生する関係に及ぶ。

第2条 本連邦法に用いられる基本概念

本連邦法のために以下の基本概念が用いられる。

- 1) ナビゲーション活動とは、施設の位置・時間のパラメーターの測定及び利用に関連した活動である。
- 2) ナビゲーション手段とは、ナビゲーション信号の形成、ナビゲーション情報の伝達、受信、処理、保存及び視覚化のための技術的な設備・機器・システムである。
- 3) ナビゲーション活動の施設は、ナビゲーション手段を装備した施設及び（又は）ナビゲーション活動のためにナビゲーション手段を用いる施設並びにナビゲーション手段の機能を確保する施設である。
- 4) ナビゲーション活動分野のサービスとは、ナビゲーション手段及びその操業並びにナビゲーション情報に係るニーズを満たすための活動である。
- 5) オープンアクセスのナビゲーション信号とは、認可を必要とするアクセスの体制に関する制限なしで位置・時間及びナビゲーションの確保に係る課題を解決するための信号である。

第3条 ナビゲーション活動の分野における法的関係の主体

ナビゲーション活動の分野における法的関係の主体は、ナビゲーション手段及びナビゲーション活動施設の創設及び操業を確保する国家権力機関、地方自治機関、自然人及び法人並びに、民法に基づいてナビゲーション活動の分野においてサービスの提供及び受領を行う自然人及び法人である。

第4条 ナビゲーション活動の実施の特徴

1. ロシア連邦の防衛及び安全保障の確保、交通手段の運行の効率向上、乗客、特殊及び危険な貨物の運搬の安全レベルの向上、測地及び地籍作業の実施のため、連邦行政機関、ロシア連邦構成主体の行政機関及び市町村の自治機関がその権限に基づいてリストを定める交通手段・システム、設備・技術システム（武器、軍事及び特別機器を含む）には、ロシアのナビゲーション・システムが操業を確保するナビゲーション手段を装備しなければならない。
2. 動員中、軍事緊急時中、戦時中におけるナビゲーション活動の実施の特徴は、ロシア連邦政府によって決定される。

第5条 ナビゲーション手段及びナビゲーション活動施設に係る所有権

1. ナビゲーション手段及びナビゲーション活動施設は、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、市町村、自然人及び（又は）法人の所有の下に置かれ得る。
2. 衛星ナビゲーションシステムに関連しており、連邦予算の資金によって創設される宇宙設備及び地上の宇宙インフラ施設は、ロシア連邦の所有物であり、流通停止となり、譲渡の

対象とはならない。

第6条 ナビゲーション活動の資金確保

1. ナビゲーション活動の資金確保は、その目的志向性及び資金源の多数性に基づいており、連邦予算、ロシア連邦構成主体の予算及び市町村の予算からの資金拠出、法人及び自然人の自己資金又は外部資金並びにその他のリソースによってロシア連邦法令に基づいて行われる。
2. ロシア連邦法令に基づいてナビゲーション活動の分野における課題の解決を委任された連邦行政機関、ロシア連邦構成主体の行政機関、市町村の自治機関の資金確保は、それぞれロシア連邦、ロシア連邦構成主体、市町村の拠出義務である。

第7条 ナビゲーション活動の分野の権限

1. ロシア連邦大統領は、ナビゲーション活動の分野における基本的な方向性を決定する。
2. ロシア連邦政府は、
 - 1) ロシア連邦の防衛及び安全保障を確保するため、ロシア連邦の様々な産業及び上記分野の国際協力の利益のため、ナビゲーション活動の分野における国家政策の実施を管理する。
 - 2) ロシア連邦の防衛及び安全保障を確保するため、衛星ナビゲーション・システムの創設、操業及び発展を確保する。
 - 3) ロシア連邦の防衛及び安全保障の確保、交通手段の運行の効率向上、乗客、特殊及び危険な貨物の運搬の安全レベルの向上のため、ナビゲーション活動施設のナビゲーション手段による装備の手続きを定める。
 - 4) 必要に応じ、ナビゲーション活動の分野における技術管理の統一性の確保及び連邦国家及びその他のニーズのために上記分野におけるサービスの提供のため、連邦ネットワーク事業者を創設し、その課題及び役割を定める。

第8条 ナビゲーション活動への自然人及び法人の参入

法人及び自然人は、ロシア連邦法令によって安全機能の特別体制が定められ、ロシア連邦政府によってそのリストが承認される地域及び施設を除き、ナビゲーション活動施設の測位精度の制限なく、ロシア連邦全領域において、自らのニーズのためのナビゲーション活動の実施及びナビゲーション活動の分野におけるサービスの提供が出来る。

第9条 オープンアクセスのナビゲーション信号の提供の条件

オープンアクセスのナビゲーション信号は、無償で制限なく、ナビゲーション活動の分野における法的関係主体に対して提供される。

第10条 ナビゲーション活動の情報整備

ナビゲーション活動の情報整備のため、委任された連邦行政機関がインターネットにおける自らの公式サイトにおいて、国家サービスの基準に基づいて提供されるナビゲーション活動の分野におけるサービスに関する情報及びその基準を掲載する。

第11条 ナビゲーション手段及びナビゲーション活動施設に関する情報の保護

違法なアクセス、消去、改変、ブロック、複製、提供、配布及びこのような情報に関するその他の違法行為からのナビゲーション手段及びナビゲーション活動施設に関する情報の保護は、ロシア連邦法令に基づいて実施される。

第12条 本連邦法の発効

1. 本連邦法は、その第4条第1項を除き、その公表日に発効する。
2. 本連邦法の第4条第1項は、2011年1月1日に発効する。

ロシア連邦大統領 D.メドヴェージェフ

モスクワ、クレムリン
2009年2月14日
第22-FZ

< 翻訳：在ロシア連邦日本国大使館経済部 山下恭範氏 >